～就学援助制度について～

§お知らせ

新規または新1年生の方で申請を希望される方は、学校事務室までおいでください。

お問い合わせ：法典西小事務室　電話：０４７－３３７－７９８２

§就学援助認定について

経済的な理由でお子さんに義務教育を受けさせることが困難な保護者の皆様に対して、
学用品費・給食費・医療費などを援助する制度です。

◆援助対象者

（１）生活保護を受けている方
（２）児童扶養手当[国の手当：母子家庭などが対象]を受けている方
（３）上記に準ずる程度に困難な方

◆申込方法

学校にある「就学援助申請書」に必要事項を記入し、家庭の収入状況の確認のため、
以下に示す書類のいずれか一つを添付して、ご提出ください。

<table>
<tr><td>・生活保護を受けている方</td><td>添付書類不要</td></tr>
<tr><td>・児童扶養手当を受けている方
（全額支給停止の場合を除く）</td><td>児童扶養手当証書の全面の写し</td></tr>
<tr><td rowspan="4">・上記に準ずる程度に困難な方
・児童扶養手当が全額支給停止されている方</td><td>源泉徴収票の写し</td></tr>
<tr><td>確定申告書の写し</td></tr>
<tr><td>市県民税課税（非課税）証明書
［年度６月半ば以降に発行されます］</td></tr>
<tr><td>遺族年金や障害年金の振込通知書の写し
（最新のもの）</td></tr>
</table>

※上記の書類がいずれも用意できない場合は、「収入見込金額が確認できる書類」を添付してください。

※船橋市外から通学されている方は、住所地の教育委員会の就学援助担当課までお問い合わせください。